



鳥取県公報

平成 20 年 11 月 21 日(金)
号外第 1 2 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第 2 条第 1 項第 4 号の規則で定める 地域を定める規則 (91) (移住定住促進課) 3
	鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則 の一部を改正する規則 (92) (集中業務課) 4
	土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定 に関する規則の一部を改正する規則 (93) (住宅政策課) 5

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則の新設について

1 規則の新設理由

この規則は、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（以下「条例」という。）の規定により、条例で定められた中山間地域に類する地域として、中山間地域に含まれる地域を定める。

2 規則の概要

(1) 条例第2条第1項第4号の規則で定める地域は、次のとおりとする。

市町村名	旧町村名
鳥取市	稲葉村 米里村 倉田村 面影村 神戸村 大和村 美穂村 大正村 東郷村 豊実村 明治村 松保村 吉岡村 大郷村 津ノ井村 福部村 宝木村 酒津村 瑞穂村 浜村町 逢坂村
米子市	成美村 尚徳村 大高村 県村 宇田川村
倉吉市	西郷村 小鴨村 上小鴨村 北谷村 高城村 灘手村 上北条村
湯梨浜町	長瀬村 浅津村
北栄町	栄村
琴浦町	下郷村 赤碕町 成美村 安田村
南部町	手間村 賀野村 幡郷村（同村大字諸木の区域に限る。）
伯耆町	幡郷村（同村大字諸木の区域を除く。） 八郷村
大山町	所子村 高麗村（同村大字今津の区域を除く。） 光徳村 御来屋町 名和村 庄内村 上中山村 逢坂村

備考 この表における旧町村名（旧村の大字名を含む。）及びその区域は、昭和25年2月1日現在（旧稲葉村にあっては、昭和7年3月31日現在）におけるものを示す。

(2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

事務の効率化を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務に、警察本部の文書の印刷及び発送に関する事務（警察本部長が別に定めるものに限る。）を加える。

(2) 施行期日は、公布日とする。

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行により建築基準法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定の申請手続について定めた規定中、特定行政庁を定義するため引用している建築基準法の根拠条項を改める。

(2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則をここに公布する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第91号

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）第2条第1項第4号の規則で定める地域は、別表の市町村名の欄に掲げる市町村の区域のうち、同表の旧町村名の欄に掲げる旧町村の区域とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

市町村名	旧町村名
鳥取市	稲葉村 米里村 倉田村 面影村 神戸村 大和村 美穂村 大正村 東郷村 豊実村 明治村 松保村 吉岡村 大郷村 津ノ井村 福部村 宝木村 酒津村 瑞穂村 浜村町 逢坂村
米子市	成美村 尚徳村 大高村 県村 宇田川村
倉吉市	西郷村 小鴨村 上小鴨村 北谷村 高城村 灘手村 上北条村
湯梨浜町	長瀬村 浅津村
北栄町	栄村
琴浦町	下郷村 赤碕町 成美村 安田村
南部町	手間村 賀野村 幡郷村（同村大字諸木の区域に限る。）
伯耆町	幡郷村（同村大字諸木の区域を除く。） 八郷村
大山町	所子村 高麗村（同村大字今津の区域を除く。） 光徳村 御来屋町 名和村 庄内村 上中山村 逢坂村

備考 この表における旧町村名（旧村の大字名を含む。）及びその区域は、昭和25年2月1日現在（旧稲葉村にあっては、昭和7年3月31日現在）におけるものを示す。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第92号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和39年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 部の文書の印刷及び発送に関する事務（<u>警察本部にあっては、警察本部長が別に定めるものに限る。</u>）</p> <p>（4）～（10） 略</p>	<p>（事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 部（<u>警察本部を除く。</u>）の文書の印刷及び発送に関する事務</p> <p>（4）～（10） 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第93号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則（昭和49年鳥取県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（認定の申請の手続）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>（1）～（13） 略</p> <p>（14） 住宅が建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第2号様式に規定する高床式住宅であって、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証を有しない場合にあつては、同法第2条第35号に規定する特定行政庁の当該住宅が当該高床式住宅に該当するものである旨を証する書類で床面積の記載のあるもの</p> <p>（15） 略</p>	<p>（認定の申請の手続）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>（1）～（13） 略</p> <p>（14） 住宅が建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第2号様式に規定する高床式住宅であって、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証を有しない場合にあつては、同法第2条第33号に規定する特定行政庁の当該住宅が当該高床式住宅に該当するものである旨を証する書類で床面積の記載のあるもの</p> <p>（15） 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。